

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成29年10月23日（月）

開会 13時30分

閉会 14時19分

2 場所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

福利・給与課 課長 谷岡徳夫、課長補佐兼班長 中野雅人

教育財務課 課長 藤森正也、班長 天野長志、主任 川上裕正

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 加藤真也、班長 岡村芳成、

主幹 奥山充仁、主幹 佐川久美子

5 議案件名及び採択結果

議案第29号 職員の懲戒処分について

審議結果

原案可決

議案第30号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の
任命について

原案可決

議案第31号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償
に関する規則の一部を改正する規則案

原案可決

6 報告題件名

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月2日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果を確認し、全委員が了承する。

・会議録署名者の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第29号及び議案第30号は、人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第31号を審議し、公開の報告1の報告を受けた後、非公開の議案第29号、議案第30号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第31号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（谷岡福利・給与課長説明）

議案第31号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年10月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ目が改正文です。2ページ目が要綱、3ページ目が新旧対照表です。2ページ目の要綱に基づいて説明させていただきます。

「1 改正理由」 非常勤の助手の報酬について、最低賃金の改定を踏まえ、額の改正を行う。

「2 改正内容」 非常勤の助手の基本額、1日につき6,360円、改定前は6,290円です。

「3 適用期日」 平成29年10月1日から適用する。ということで、県内の最低賃金が795円から820円に引き上げられましたので、これに基づいて再計算した結果、非常勤助手の基本額について、最低賃金に達しませんでしたので改定させていただきます。

【質疑】

教育長

それでは、いかがでございましょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案通り可決する。－

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について （公開）

(藤森教育財務課長説明)

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり平成29年三重県議会定例会11月定例会議へ報告するので、報告する。平成29年10月23日提出 三重県教育委員会事務局 教育財務課長。

1ページをご覧ください。県は、次の者を相手として、三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

その経緯は、2ページの「参考資料1」のとおりです。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会では、これまで当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してまいりました。

当案件につきましては、平成27年4月から、債権回収会社、サービサーですが、これに債権の回収を委託し対応してきました。しかし、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成28年12月に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

当該手続は、平成29年8月29日に行いましたが、平成29年9月に、相手方から異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

本件の相手方は、1ページの別紙に記載したものです。

専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である、平成29年8月29日になります。

今後の対応について、県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立時に遡って専決処分を行ったとして、別紙のとおり、次回の議会に報告いたします。今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めてまいります。

支払督促制度の概要等は、「参考資料2」のとおりとなります。

報告は、以上でございします。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

岩崎委員

参考までに、異議申立が出たという話ですが、その内容というのは、具体的にどう
いうものでしょうか。

教育財務課長

外国の方ですので、非常に仕事も限られ、所得もあまり多くなくて、生活が困難で
ある。返済が大変なので何かよい方法がないでしょうかという内容の手紙が届きまし
た。

岩崎委員

そうすると、今後の対応の中の(2)の経済的に困窮しない範囲での分納を求めて
いくというやり方は、訴訟を提起する前から相談をされていたのではないかと思うん
ですが。

教育財務課長

その辺は細かくは連絡が取れなかったということです。

教育長

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第29号 職員の懲戒処分について (非公開)

小見山教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を
原案通り可決する。

・審議事項

議案第30号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について (非公開)

小見山教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を
原案通り可決する。